

第3次 和泊町男女共同参画基本計画

配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

令和8年度 ▶ 令和12年度

～男女がともに尊重し、支え合い、活力のあるまち わどまり～

令和 年 月
鹿児島県 和泊町

「はじめに」掲載予定

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画策定の体制	4
5 近年の男女共同参画の動向	5
6 SDGs との関係	8
第2章 和泊町の男女共同参画の現状	9
1 人口・人口動態	10
2 雇用・就労状況	15
3 政策・方針決定過程の場における女性参画の状況	18
4 第2次計画の評価	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	22
2 めざす将来像	23
3 取組の体系	24
第4章 計画の内容	25
基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	26
(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進	27
(2) 学校等における男女共同参画の推進	28
(3) 生涯学習における男女共同参画の推進	29
(4) 性の多様性についての理解促進	29
基本目標2 誰もが安心して暮らせる社会づくり 【困難な問題を抱える女性への支援基本計画】	30
(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進	31
(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり	32
基本目標3 男女がともに参画する社会づくり	33
(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進	34
(2) 家庭における男女共同参画の推進	35
(3) 地域における男女共同参画の推進	35
(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進	36

基本目標 4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり 【女性の活躍推進計画】	37
(1) 女性の活躍を支える環境の整備	38
(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援	39
(3) 働く場における男女共同参画の推進	40
基本目標 5 男女間の暴力を許さない対策の充実 【配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画】	41
(1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進	42
(2) 相談・連携体制の整備・充実	43
(3) 被害者に対する支援の推進	44
計画の数値目標	47

第5章 計画の推進体制.....49

1 推進体制の整備	50
2 連携体制の整備	50
3 計画の進捗管理	50
4 推進体制	51

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国が平成11年6月に制定した「男女共同参画社会基本法」では、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、国の最重要課題と位置付けられています。

国においては、平成12年に「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、5年ごとに見直しが行われており、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画に関する施策が推進されています。また、令和8年度からの「第6次男女共同参画基本計画」が令和8年3月13日に閣議決定されたところです。

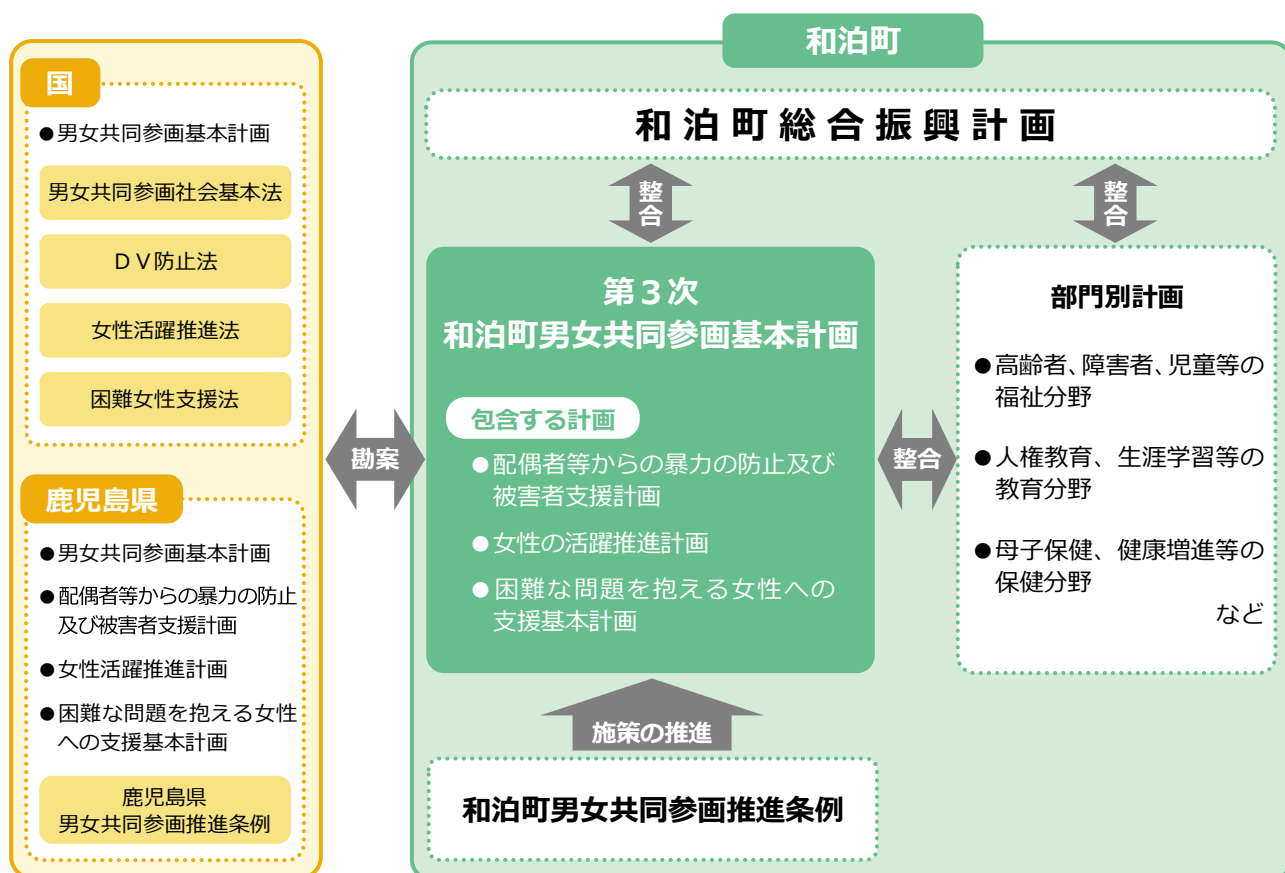
本町においても、平成20年4月1日に「和泊町男女共同参画推進条例」を施行し、平成23年3月には「和泊町男女共同参画基本計画」、令和3年3月には「第2次和泊町男女共同参画基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

しかしながら、固定的な性別役割分担意識に基づく偏見や社会制度・慣行が依然として根強く残っており、女性の非正規雇用率が高いことなどによる貧困問題、配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化など解決すべき課題も多く、より一層の取組が必要とされています。

このような状況を踏まえ、第2次計画の計画期間が令和7年度で終了することから、これまでの取組に関する成果と課題を検証し、引き続き行政、町民、事業所等が協働して男女共同参画を総合的・計画的に推進するため、「第3次和泊町男女共同参画基本計画（令和8年度～令和12年度）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけられるものであり、「和泊町男女共同参画推進条例」第10条に基づく、本町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本計画です。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含します。
- (4) 本計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第8条第3項に基づく「市町村基本計画」を包含します。
- (5) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「鹿児島県男女共同参画基本計画」を勘案した計画です。
- (6) 本計画は、「第6次和泊町総合振興計画」、他の部門別計画との整合性を図り策定する計画です。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、国内外の動向や社会情勢の変化、計画期間中における取組の進捗状況を考慮し、柔軟に見直しを行います。

4 計画策定の体制

(1) 和泊町男女共同参画審議会等における検討

本計画の策定にあたっては、総合的な観点からの検討及び町民参画による計画づくりが必要であるため、関係団体等の代表から構成される和泊町男女共同参画審議会、庁内の男女共同参画社会づくりに関わる施策や事業を担う課から構成された和泊町男女共同参画行政推進連絡会議において、男女共同参画推進における課題や今後の方向性を協議しました。

(2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、町民の方々からの幅広い意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

5 近年の男女共同参画の動向

(1) 国連と世界の動き

■ 「北京+30」

2025（令和7）年は、「北京宣言」及び「行動綱領」※が採択された1995（平成7）年から30周年（「北京+30」）にあたり、3月には第69回国連女性の地位委員会（CSW）がニューヨークで開催され、ジェンダー平等への取り組みを再確認・強化する新たな政治宣言が採択されました。

北京宣言から30年が経過し、法制度の改革や女子教育の普及などの進展がある一方で、依然として差別的な法的枠組みも残っていることや、複合的な形態の差別、労働市場での不平等などが課題となっています。また、デジタル空間でのハラスメントや暴力、気候変動の影響等が新たな課題として挙がっています。

※ 「北京宣言」及び「行動綱領」

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択されたもので、「行動綱領」は21世紀に向けての各国政府の女性政策の指針を示しています。12の重大問題領域（1 貧困、2 教育と訓練、3 健康、4 暴力、5 武力紛争、6 経済、7 権力及び意志決定、8 地位向上のための制度的な仕組み、9 人権、10メディア、11環境、12女兒）があげられ、それぞれについて戦略目標ととるべき行動が提示されています。また、「北京宣言」では、女性の地位向上とエンパワーメントを一層前進させるため、効果的、効率的かつ相互に補強し合うジェンダーに敏感な政策及びプログラムを計画・実施・監視することが必要であると宣言しています。

■ 「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」発表

ジェンダー・ギャップ指数は、世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する、政治・経済・教育・健康の4分野で男女格差を測る国際指標です。2025（令和7）年6月の発表では、我が国は148か国中118位（前年同様、G7最下位）で、政治分野と経済分野のスコアが著しく低いことが総合順位を押し下げる主な要因となっています。課題として、根強い性別役割分担意識や政治・経営の意思決定層における女性不足が挙げられ、男女格差の改善は足踏み状態となっています。

(2) 国の動き

令和3年 6月	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正
令和3年 6月	「育児・介護休業法」改正
令和4年 6月	「AV出演被害防止・救済法」施行
令和5年 6月	「LGBT理解増進法」施行
令和6年 4月	「困難女性支援法」施行
令和6年 5月	「育児・介護休業法」改正
令和7年 6月	「女性活躍推進法」改正（有効期限を令和18年3月31日まで10年間延長）
令和7年 6月	「女性版骨太の方針2025」（女性活躍・男女共同参画の重点方針2025）決定
令和8年 3月	「第6次男女共同参画基本計画」の策定（令和8年3月13日閣議決定）

■ 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

「第6次男女共同参画基本計画」においては、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being）の実現に向け、各種ハラスメント対策の強化、仕事と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととしています。

第6次男女共同参画基本計画 目指すべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

第6次男女共同参画基本計画 「政策編」の構成

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

(3) 鹿児島県の動き

鹿児島県では、令和5年3月に「第4次鹿児島県男女共同参画基本計画」が策定され、その中で、目指す姿を「一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会、誰もが安心して暮らすことができる地域社会」として、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進が図られています。

また、これまでの「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」（平成21年3月改定）、「鹿児島県女性活躍推進計画」（平成29年3月策定）に加え、令和6年3月に「鹿児島県困難な問題を抱える女性への支援基本計画」が策定されました。

第4次鹿児島県男女共同参画基本計画 重点目標

- ① 男女共同参画社会の形成に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、教育・学習の推進
- ② 誰もが能力を発揮しながら希望する働き方ができる環境整備
- ③ 生涯を通じた健康支援
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- ⑥ 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

(4) 和泊町の動き

本町は、平成20年4月1日から「和泊町男女共同参画推進条例」を施行しており、この条例に基づき、「和泊町男女共同参画基本計画」（「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を含む）を策定し、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が町民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指しています。

また、平成31年4月には保健福祉課保健センター内に「配偶者暴力相談支援センター」を設置し、相談しやすい体制づくりに努めています。

6 SDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標で、2015（平成27）年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030（令12）年までに達成すべき目標であり、17の目標と169のターゲットから構成されています。特に目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なるものであり、本計画の施策を進めていくことが、SDGsの推進、目標達成にもつながるものと考えています。



第2章 和泊町の男女共同参画の現状

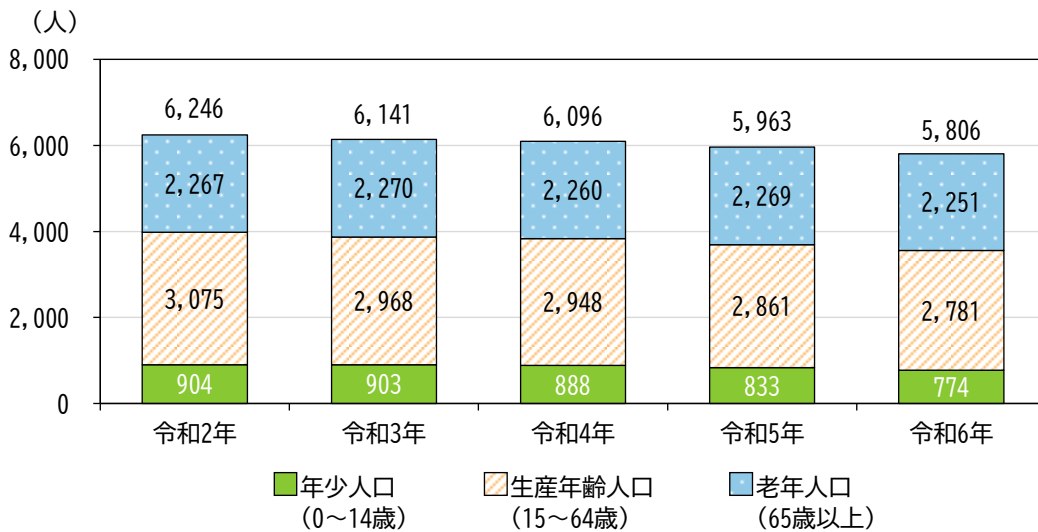
第2章 和泊町の男女共同参画の現状

1 人口・人口動態

(1) 年齢3区分別人口の推移

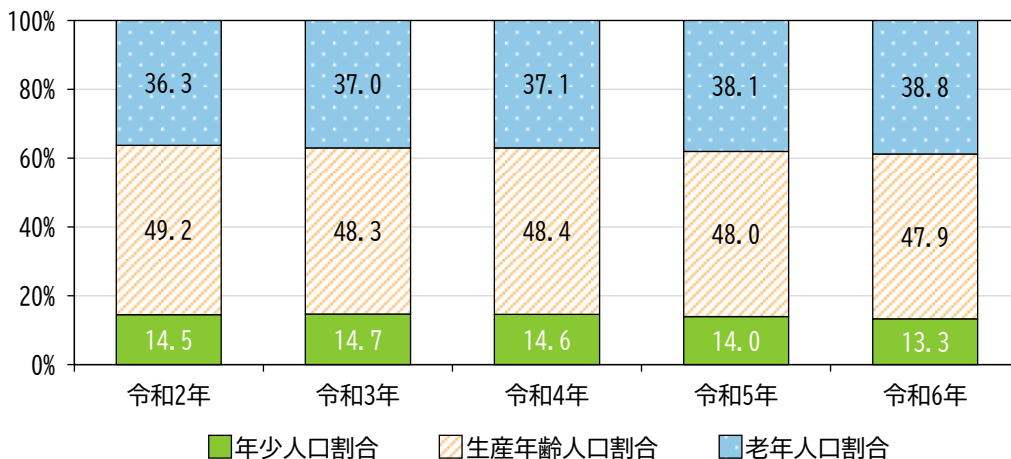
本町の総人口は、令和6年では5,806人（男性2,903人、女性2,903人）となっており、令和2年と比較して440人減少しています。年齢3区分別でみると、65歳以上の人口割合は増加傾向にあり、令和6年では38.8%となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：鹿児島県推計人口（年報）（各年10月1日現在）

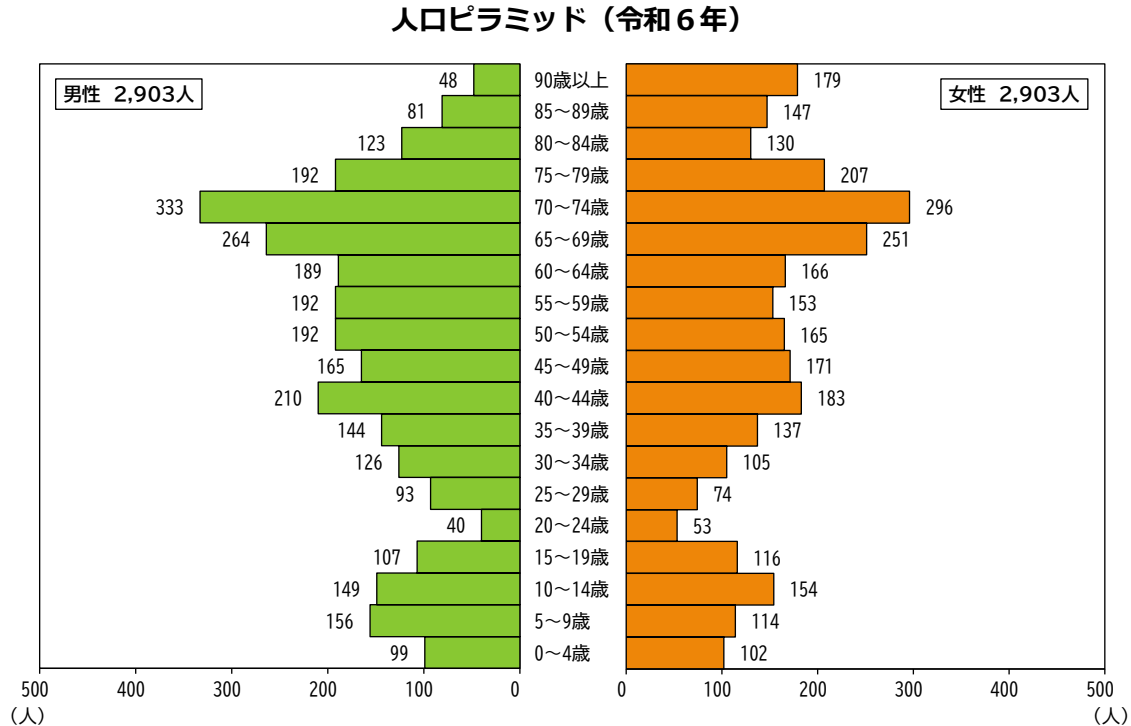
年齢3区分別人口割合の推移



資料：鹿児島県推計人口（年報）（各年10月1日現在）

(2) 男女別・年齢別人口構成

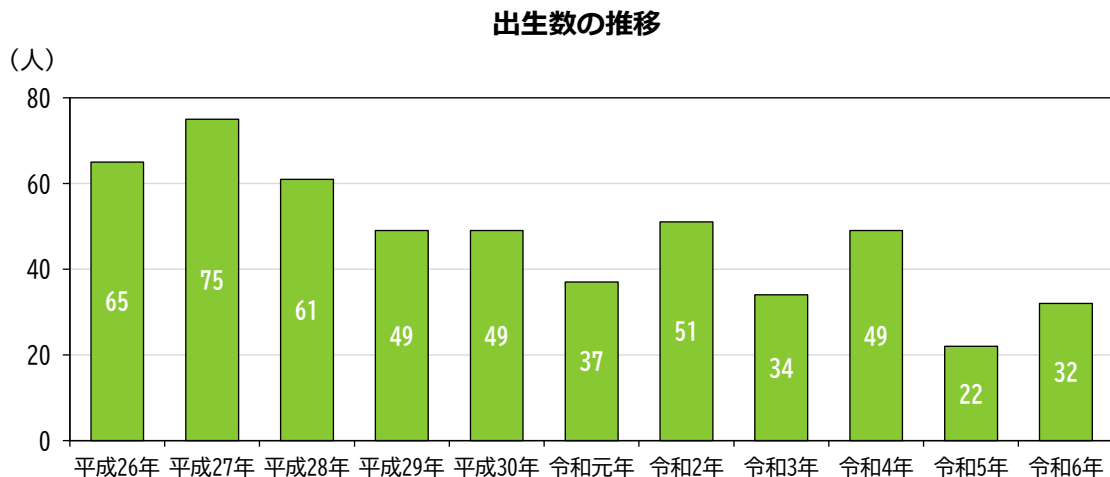
本町の令和6年の人口ピラミッドをみると、60～70歳代が多く、20歳代が少なくなっています。また、85歳以上において女性が男性より顕著に多くなっており、特に90歳以上では男性の約3.7倍となっています。



資料：鹿児島県推計人口（年報）（令和6年10月1日現在）

(3) 出生数の推移

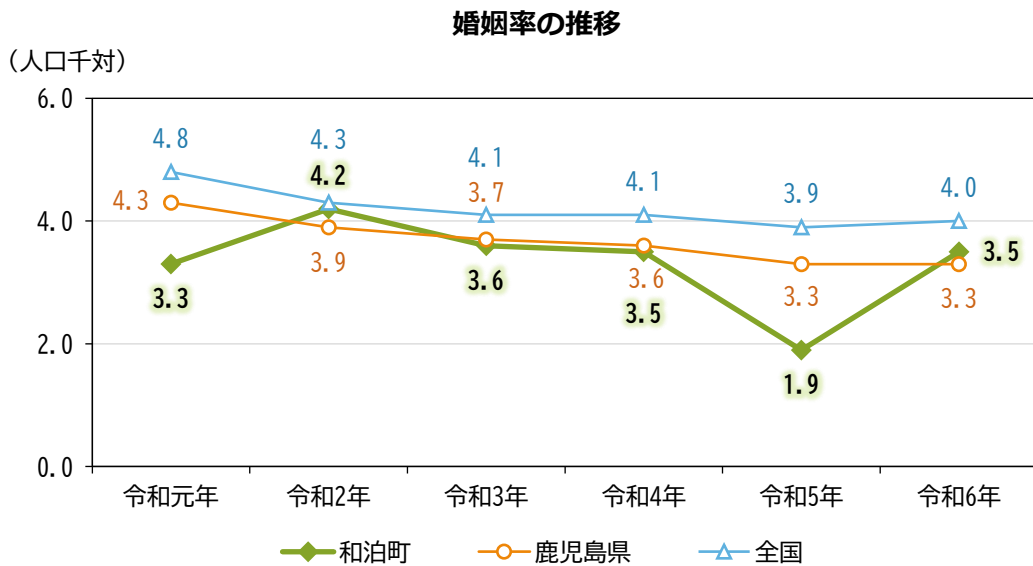
本町の出生数は平成27年の75人をピークに減少傾向にあります。令和5年では22人とピーク時の平成27年の約3割まで減少したものの、令和6年には32人に増加しています。



資料：鹿児島県「人口動態統計」各年1月1日～12月31日

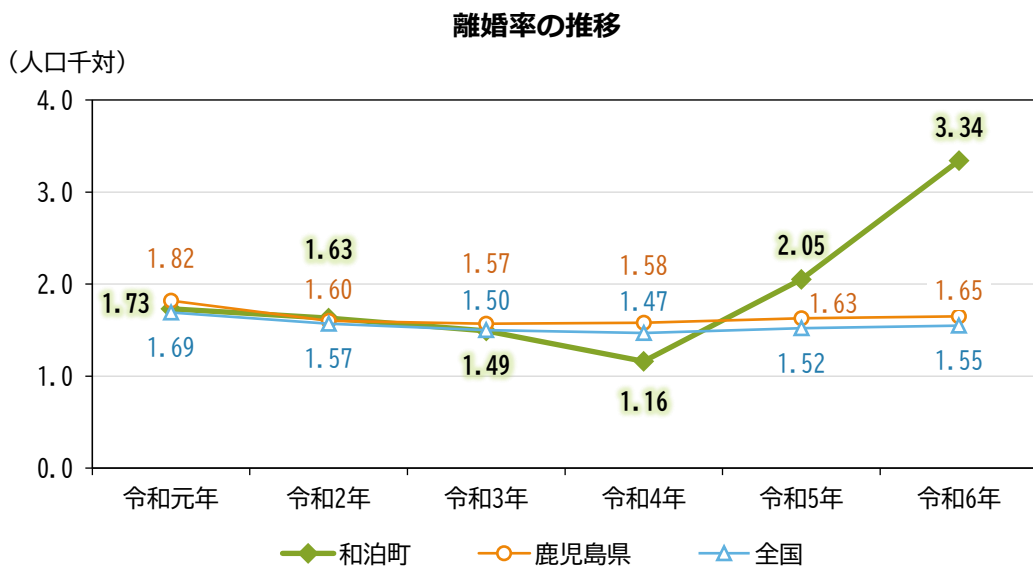
(4) 婚姻率の推移

本町の婚姻率は令和2年の4.2をピークに減少に転じ、令和5年では1.9となり、全国、鹿児島県を下回っていましたが、令和6年は3.5に増加しています。



(5) 離婚率の推移

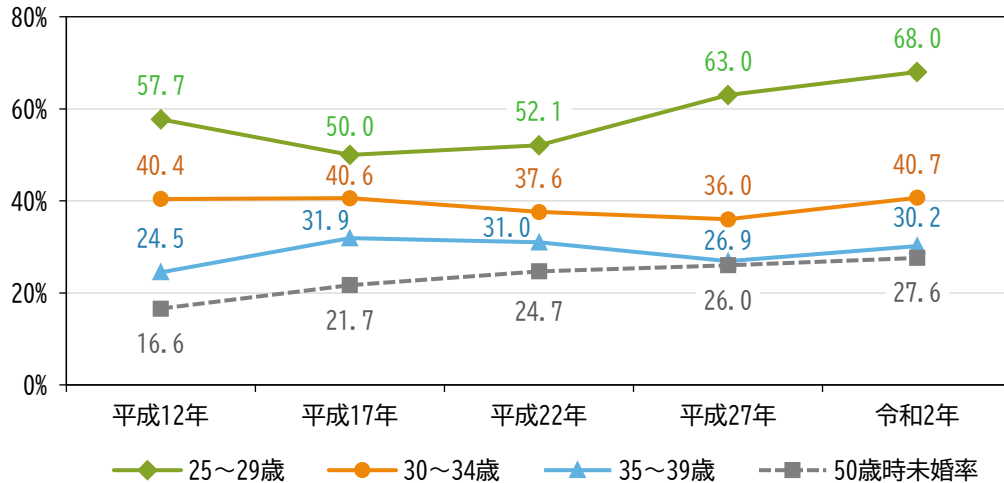
本町の離婚率は全国、鹿児島県と同水準で推移していましたが、令和6年では3.34に増加し、全国、鹿児島県を大きく上回っています。



(6) 未婚率の推移

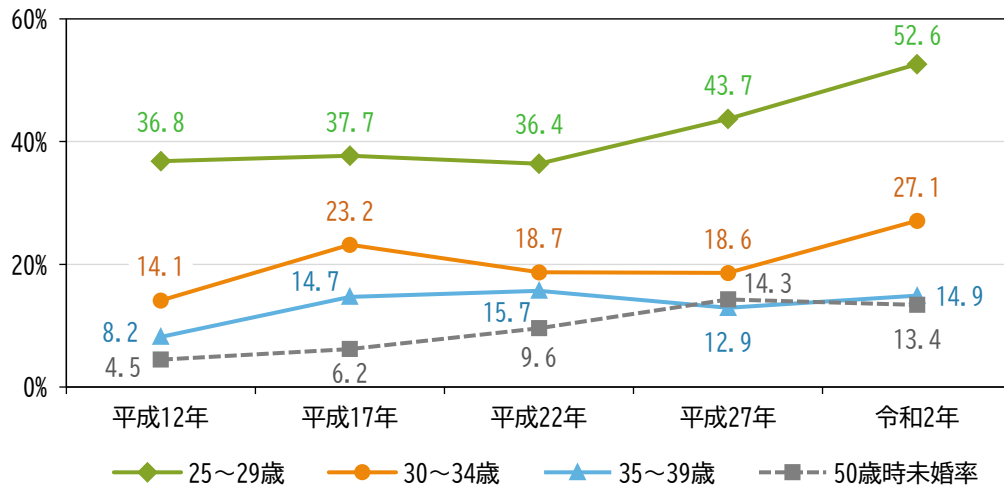
本町の未婚率は、各年齢層で男性が女性より高くなっています。男女とも25～29歳が顕著に増加しており、令和2年では男性が68.0%、女性が52.6%となっています。50歳時未婚率は男女とも増加傾向にあり、令和2年では男性が27.6%、女性が13.4%となっています。

未婚率の推移【男性】



資料：国勢調査

未婚率の推移【女性】



資料：国勢調査

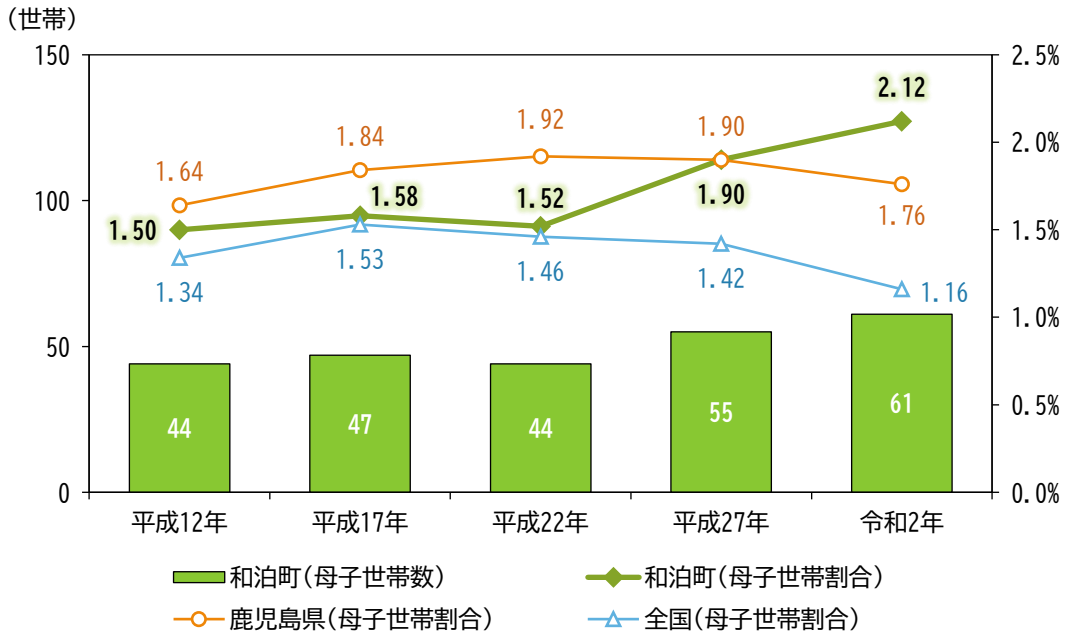
※「50歳時未婚率」とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの

(7) ひとり親世帯数の推移

本町のひとり親世帯数は、令和2年では母子世帯が61世帯、父子世帯が12世帯となっています。

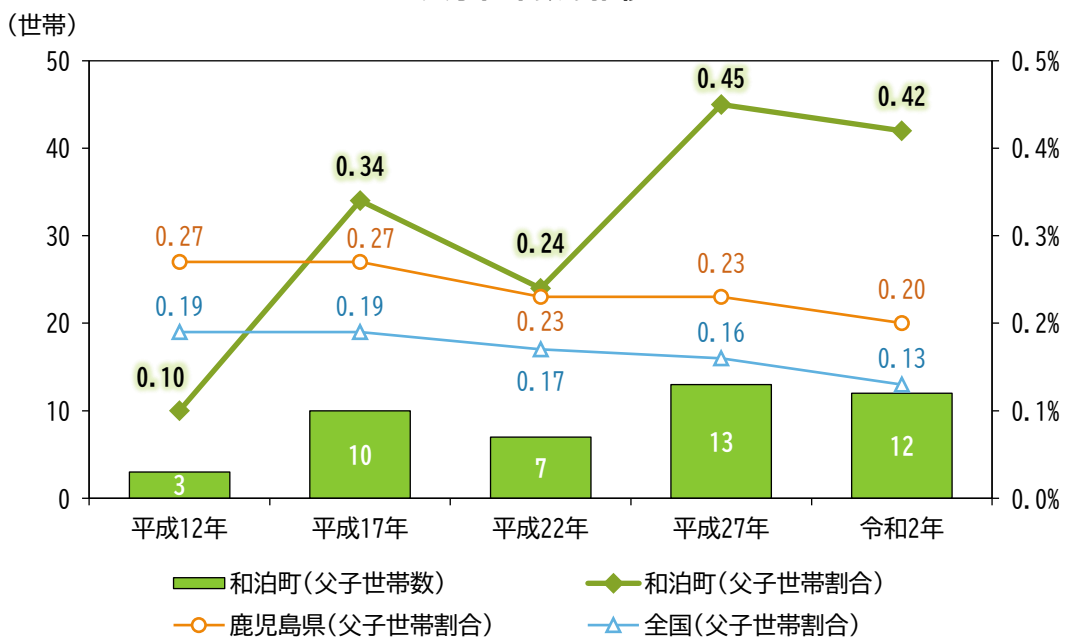
一般世帯に占める割合をみると、令和2年では、母子世帯は2.12%、父子世帯は0.42%となっています。全国、鹿児島県と比較すると、母子世帯、父子世帯とも全国、鹿児島県が減少傾向にあるのとは対照的に、顕著な増加傾向がみられるため、令和2年では全国、鹿児島県を大きく上回っています。

母子世帯数の推移



資料：国勢調査

父子世帯数の推移

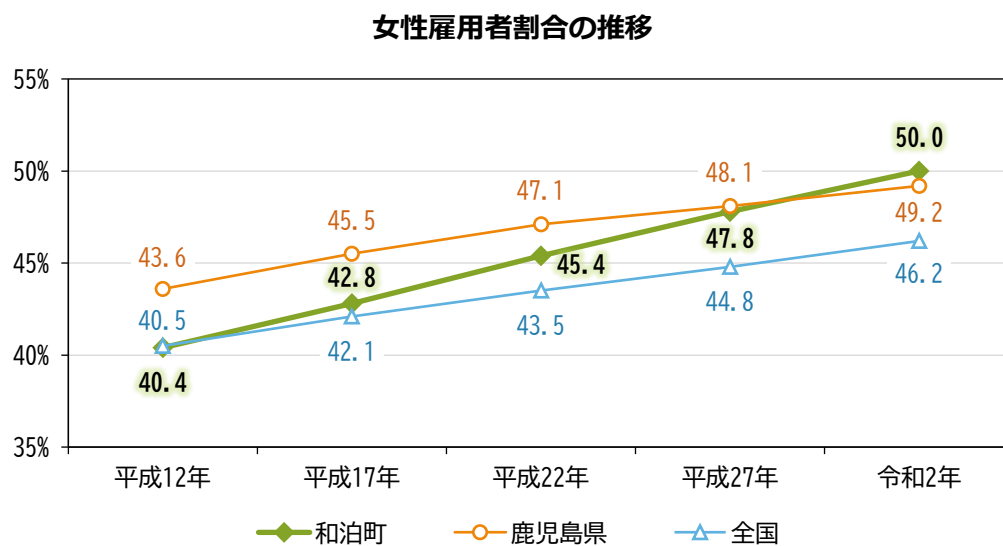


資料：国勢調査

2 雇用・就労状況

(1) 女性雇用者割合の推移

雇用者に占める女性の割合は全国的に増加傾向にあります。本町では、令和2年は50.0%で、平成12年に比べ9.6ポイント増加し、全国、鹿児島県を上回っています。



資料：国勢調査

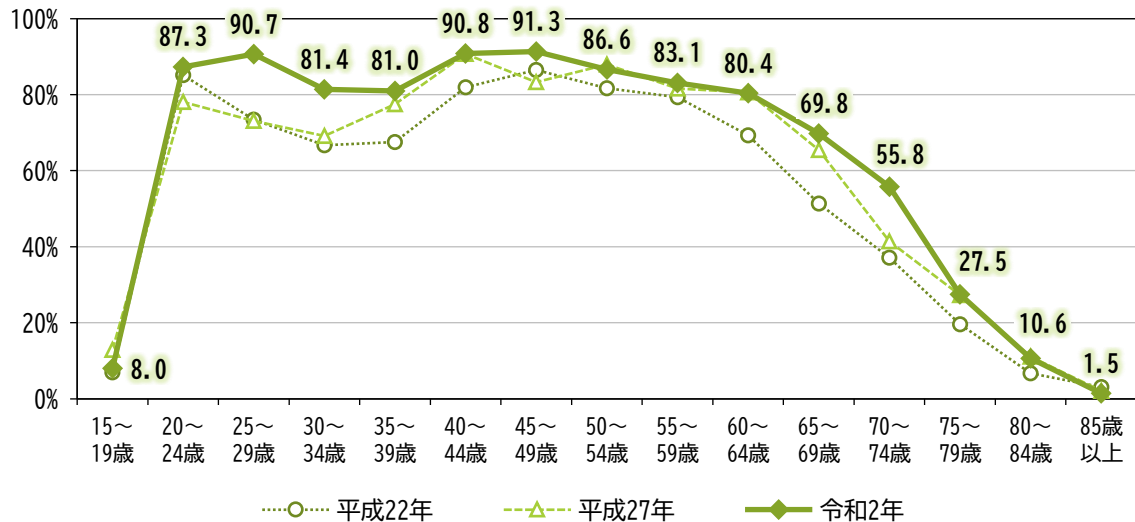
※「雇用者」とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇い等、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（ここでは役員を含んでいる）

(2) 女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率を年齢別にみると、30歳代に低下する「M字カーブ」を描いています。平成22年、平成27年と比較すると、ほとんどの年齢層において令和2年が上回っており、特に25～29歳と30歳代では大きく上回っているため、M字の谷が浅く、谷の位置が右方向に移動しています。

全国、鹿児島県と比較すると、ほとんどの年齢層において上回っており、特に60～70歳代で差が大きくなっています。

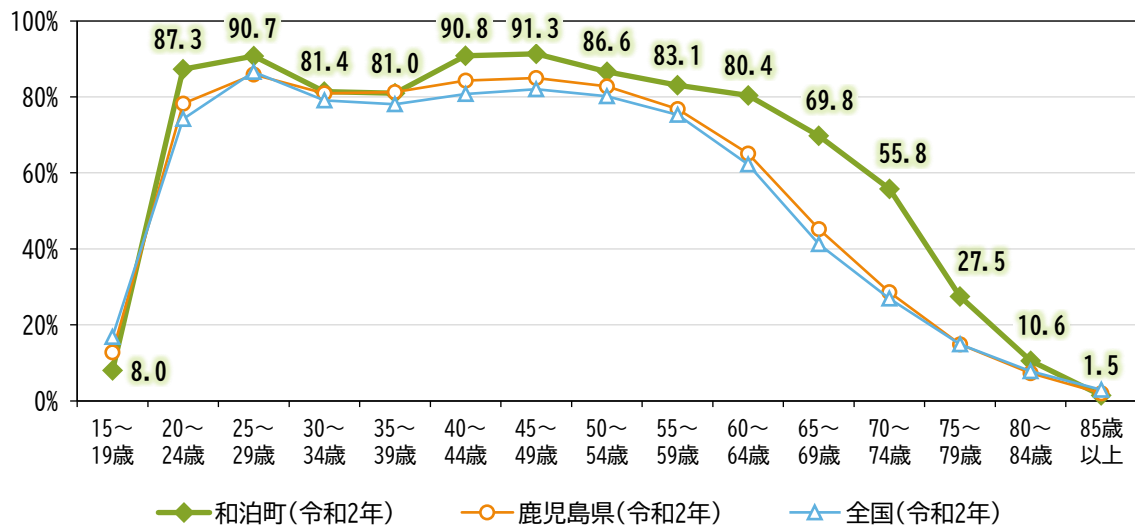
女性の労働力率の推移（平成22年・平成27年・令和2年／和泊町）



資料：国勢調査

※グラフの値は和泊町（令和2年）の数値

女性の労働力率の比較（令和2年／和泊町・鹿児島県・全国）

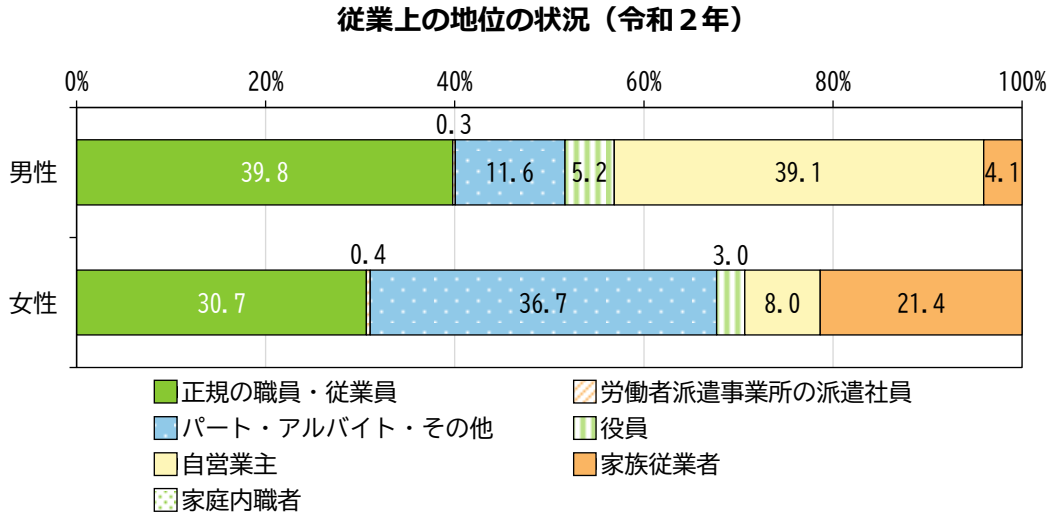


資料：国勢調査

※グラフの値は和泊町（令和2年）の数値

(3) 従業上の地位の状況

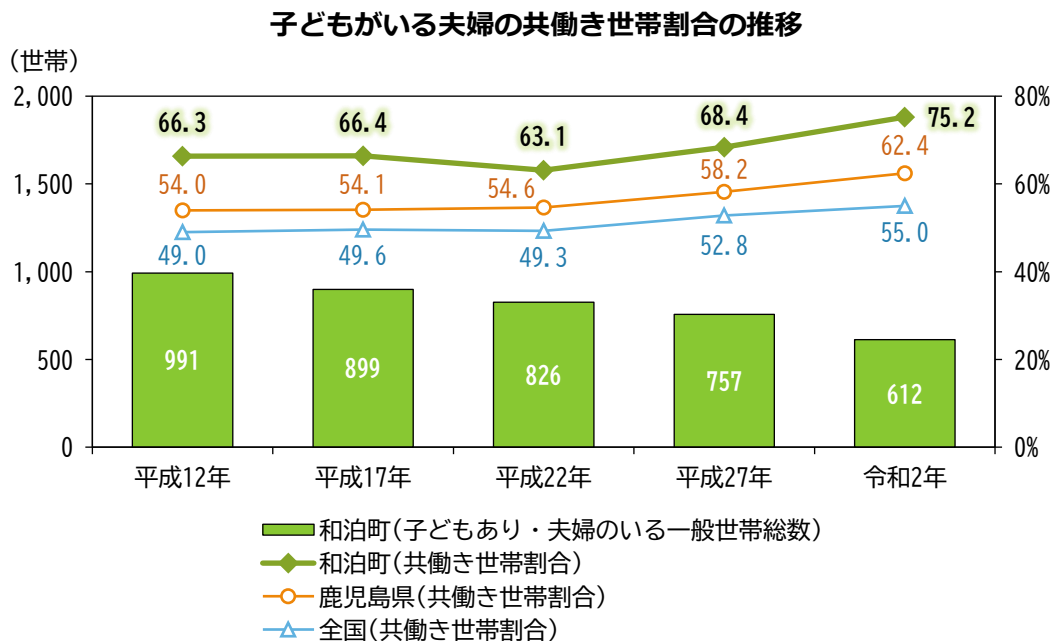
本町の雇用者における従業上の地位の状況をみると、男性は「正規の職員・従業員」と「自営業主」の割合が約4割となっている一方で、女性は男性に比べ「正規の職員・従業員」が低く、「パート・アルバイト・その他」、「家族従業者」が高くなっています。



資料：国勢調査
※従業上の地位「不詳」を除く

(4) 子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移

本町の子どもがいる夫婦の共働き世帯の割合は、おおむね増加傾向にあり、令和2年では75.2%となっています。また、全国、鹿児島県より高い水準で推移しています。



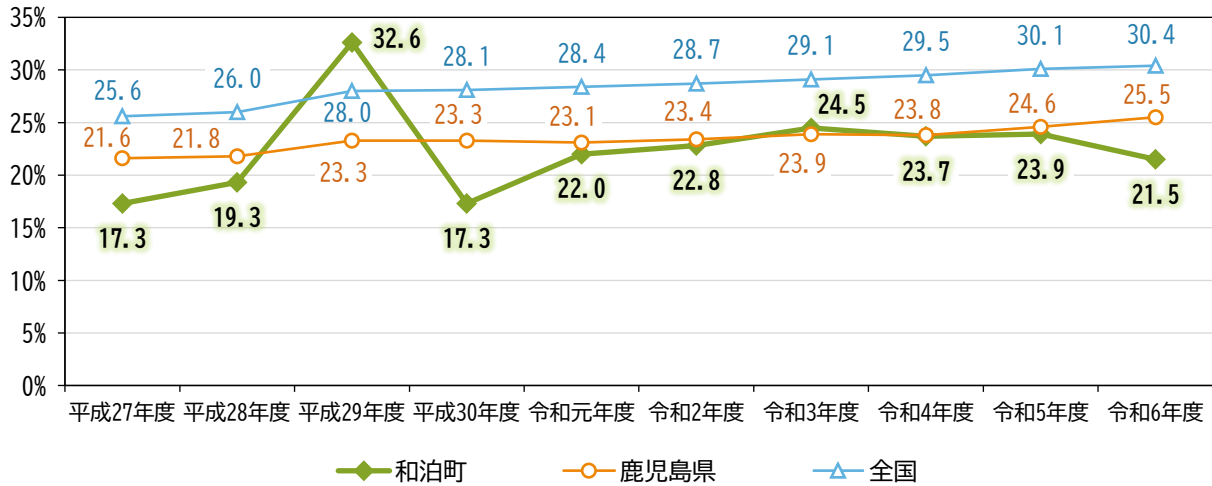
資料：国勢調査

3 政策・方針決定過程の場における女性参画の状況

(1) 審議会等における女性割合の推移

本町の地方自治法に基づく審議会等における女性割合は増減しながら推移し、おおむね全国、鹿児島県を下回っており、令和6年度では21.5%となっています。

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性割合の推移

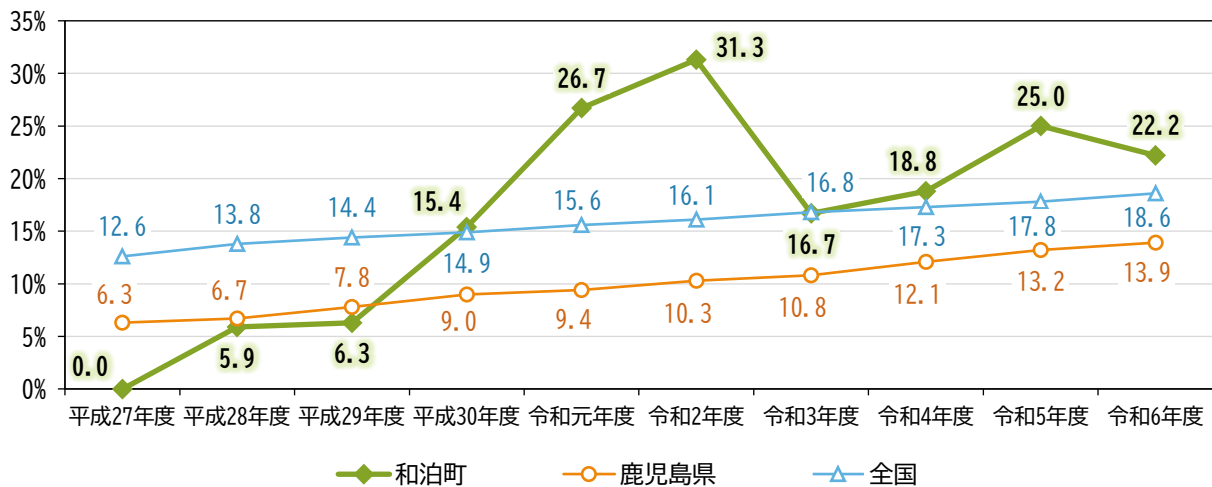


資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

(2) 職員に占める女性管理職割合の推移

本町の職員に占める女性管理職割合は、令和2年度の31.3%をピークに減少に転じたものの、令和3年度以降は再び増加傾向にあります。令和6年度では22.2%となり、全国、鹿児島県を上回っています。

職員に占める女性管理職割合の推移



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

4 第2次計画の評価

第2次計画における数値目標の達成状況は、目標達成が2項目、経過良好が2項目である一方、「町の管理的地位に占める女性職員の割合」は未達成となっています。

項目	第2次			
	現状値 (令和2年度計画策定時)	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和7年度)	達成状況
各種審議会における女性の割合※1	31.7%	32.8%	40%	B
町の管理的地位に占める女性職員の割合	31.3%	22.2%	37.5%	C
区長会における女性区長の数	0人	1人	2人	B
町の男性職員の育児休業取得者数	1人	2人 (令和6年度実績)	2人	A
家族経営協定締結家庭数	26世帯	30世帯	28世帯	A

※1 「各種審議会における女性の割合」とP18(1)「地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性割合の推移」とは対象が異なります。

【評価基準】

- A：目標達成
- B：目標未達成だが経過良好
- C：目標未達成かつ経過不良

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

和泊町男女共同参画推進条例において、男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき推進されなければならないとされていることから、本計画においても和泊町男女共同参画推進条例に定める次の6項目を基本理念として定めます。

（1）男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。（第3条第1項）

（2）社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。（第3条第2項）

（3）政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。（第3条第3項）

（4）家庭生活における活動とその他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすること。（第3条第4項）

（5）国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的な協調の下に行われること。（第3条第5項）

（6）町、町民及び事業者の協働

町、町民及び事業所の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われること。（第3条第6項）

2 めざす将来像

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

本計画では、男女共同参画社会の根底をなす最も基本的な「男女の人権の尊重」の理念が町民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、学校、職場、地域社会などのあらゆる場で実践される地域環境が形成されることを目指して、次の3つのめざす将来像を定めます。

男女が互いに認め合い、性別に関わりなく、人権が尊重され、女性も男性も自分の意志で社会に参画し、お互いに助け合い、幸せを感じることができる社会づくりを推進します。

男女がともに尊重し、支え合い、活力のあるまち わどまり

- 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできるまち
- 固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等のまち
- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力あるまち

3 取組の体系

めざす将来像

男女がともに尊重し、支え合い、活力のあるまち わどまり

- 男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできるまち
- 固定的な性別役割分担意識をなくした男女平等のまち
- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力あるまち

基本 目標 1	男女共同参画社会の 実現に向けた意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進 (2) 学校等における男女共同参画の推進 (3) 生涯学習における男女共同参画の推進 (4) 性の多様性についての理解促進
基本 目標 2	誰もが安心して暮らせる 社会づくり <div style="border: 1px solid black; background-color: white; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 困難な問題を抱える 女性への支援基本計画 </div>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進 (2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり
基本 目標 3	男女がともに参画する 社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町の施策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 家庭における男女共同参画の推進 (3) 地域における男女共同参画の推進 (4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進
基本 目標 4	女性が活躍し、男女が ともに働きやすい 環境づくり <div style="border: 1px solid black; background-color: white; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 女性の活躍推進計画 </div>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 女性の活躍を支える環境の整備 (2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援 (3) 働く場における男女共同参画の推進
基本 目標 5	男女間の暴力を許さない 対策の充実 <div style="border: 1px solid black; background-color: white; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 配偶者等からの暴力の 防止及び被害者支援計画 </div>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進 (2) 相談・連携体制の整備・充実 (3) 被害者に対する支援の推進

第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

現状と課題

本町では、町の広報誌やホームページ、パンフレット等を活用し、様々な機会を通じて、男女の平等意識の確立や固定的な性別役割分担意識の是正に向けた広報・啓発に努めてきました。

固定的な性別役割分担意識についてはある程度、解消されてきていると思われませんが、社会通念・慣習・しきたり等の固定観念は、長年の積み重ねによって形成されたものであり、簡単には変えることはできません。この固定観念を解消していくには、家庭や地域、学校や職場等において様々な学習機会を提供し、考えを改める機会を創出していく必要があります。併せて、人格や価値観、人生観などが形成される幼少期から子どもたちの発達段階に応じて、男女共同参画に係る教育を図ることで、性別にとらわれず、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の重要性など分かりやすく教えていけるよう、学校や家庭、地域と連携し、子どもたちへの男女共同参画の学習機会の充実を図る必要があります。

また、LGBTなどの性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々について、社会的認識が進みつつあります。しかしながら性自認や性的指向など、性に関する固定観念や偏見はいまだ根強いものがあります。そういった理由で困難な状況に置かれている人々は人権を侵害されやすいため、人権尊重の観点から配慮が必要です。性自認や性的指向などを理由として困難な状況に置かれている人々への理解を深めるための教育、啓発を進め、性自認や性的指向に関わらず人格と個性が尊重される必要があります。

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の推進

男女共同参画社会の実現のためには、住民一人ひとりが男女共同参画について、正しく理解し、その視点に立って行動できることが重要となります。

審議会等の意見から固定的な性別役割分担意識が残っていることや男女共同参画についての認識が行き届いていないことがうかがえるため、今後は様々な機会や媒体を通じた情報提供及び啓発活動を積極的に行います。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	男女共同参画に関する研修会の実施	男女共同参画について正しく理解するための講演会やセミナー・基礎講座を実施します。また、開催にあたっては性別にかかわらず、様々な年代やライフスタイルの人が、参加しやすいよう開催日時に配慮します。	全課
2	町職員研修の実施	男女共同参画について理解を深め、各施策に男女共同参画の視点を導入できるよう研修を行います。	総務課
3	あらゆる分野の相談員への理解促進	相談者の立場を充分理解し、相談者が男女共同参画の視点で適切な対応ができるよう、意識の向上のために、相談員対象の研修機会の提供や情報提供等を行います。	保健福祉課 教育委員会事務局
4	男女共同参画社会についての情報提供の充実	男女共同参画社会についての理解が深まるよう国・県・町の取組や法令など、男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を広報誌など町のあらゆる媒体を活用するとともに、町が行うイベント・講座等においてリーフレットを配布する等、多様な機会を捉えて推進します。	企画課
5	男女共同参画に関する図書館等の整備・充実	人権の確立をめざす教育・学習が男女共同参画の視点で行われるよう、男女共同参画に関する図書、雑誌、視聴覚教材・資料等を広く収集し、男女共同参画関連図書の整備充実を図り、提供します。	教育委員会事務局
6	メディア・リテラシーの向上のための支援	固定的な性別役割分担、性別による差別的取扱い、セクハラなどの行為を助長又は連想させる表現、女性を性的な対象として扱う表現などを行わないよう、人権尊重の視点でメディア・リテラシーの必要性について広報・啓発活動の充実を図ります。また、住民がメディア・リテラシーを向上させるとともに、ICTを適切に活用する能力を身につけるための研修機会や情報を提供します。	企画課 教育委員会事務局

(2) 学校等における男女共同参画の推進

学校は、様々な学習を通じて豊かな心を育むことができる重要な場であり、男女共同参画意識を育むうえでも学校の果たす役割は大きいといえます。

幼少期からの発達段階に応じた教育活動を通して、共感や思いやりの気持ちを育むとともに、個性を大切にされた教育の推進に努め、性別や国籍等に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	学校教育における男女共同参画の視点に立った授業等の取組	児童生徒の発達段階に応じて、各教科・領域で人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ります。	こども未来課 教育委員会事務局
2	学校教育、幼児教育に携わる者への研修	男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるための教職員、こども園職員、保育士対象の研修機会を提供します。	こども未来課 教育委員会事務局
3	保護者会・PTA等を活用した男女共同参画に関する意識啓発	男女の人権を尊重し、お互いを理解し助け合うような人間形成を図るための研修機会として、こども園・学校等における保護者会やPTA等を利用した家庭教育学級の充実、男女共同参画に関する意識啓発に努めます。また、男性の参画に向けた取組等も推進します。	こども未来課 教育委員会事務局
4	キャリア教育の推進	固定的な性別役割分担意識にとらわれず、 主体的な進路 や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるようなキャリア教育、進路・職業指導の充実を図ります。	こども未来課 教育委員会事務局

(3) 生涯学習における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向け、家庭や地域などのあらゆる場における学習の果たす役割は大変重要であり、男女の人権を尊重する人権教育や相互の理解についての学習機会の充実が求められています。

様々な場において、あらゆる人々へ男女共同参画に関する学習の機会を提供します。また、性別にとらわれず、その人の個性を尊重できるよう人権意識や男女共同参画の意識づくりを推進します。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	地域単位の男女共同参画講座の実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、地域単位での男女共同参画講座を実施します。	企画課
2	男女共同参画の視点に立った生涯学習・社会教育の充実	男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、女性団体、長寿クラブ、各種グループ等において男女共同参画社会についての理解を深めるための研修機会の提供に努めます。	全課・局
3	男女共同参画の視点で地域づくりを学ぶセミナーの実施	多様な生き方を選択することを尊重する意識を高めるため、校区単位での男女共同参画の視点で地域づくりを学ぶ機会を提供します。	企画課
4	老年期を見据えた若年期からの教育・学習の充実	経済的・生活的自立に関して、租税教育等の機会を活用するなど男女共同参画の視点での教育・学習機会の充実を図り、若年期からの生活の安定と自立を見据えた生活設計についての啓発を図ります。	税務課 教育委員会事務局

(4) 性の多様性についての理解促進

基本的人権が尊重され、性的少数者であることを理由に差別などが行われることがないように、性の多様性への理解促進に努めます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	性の多様性に関する啓発、相談対応	性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えます。	企画課 町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
2	LGBTの理解促進	LGBTに関する理解を深めるための講演会等を実施します。	企画課 町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる社会づくり 【困難な問題を抱える女性への支援基本計画】

現状と課題

男女共同参画社会の形成のためには、男女が互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されることが必要です。そのため、本町では、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組みやすい環境の整備を進めています。

女性においては、妊娠・出産など男性とは異なる健康上の問題に直面することへの十分な配慮が求められます。しかし現状では、若年層における望まない妊娠や性感染症が増加傾向にあります。その背景には、性に関する正しい知識や情報の不足だけでなく、女性の主体的な判断や行動を阻害する社会的性別（ジェンダー）の問題が存在しています。このような状況を踏まえ、女性が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の意識の浸透を図る必要があります。

一方、男性においては、健康問題や生活困窮、勤務問題等に加え、家庭や地域との関わりが希薄さが課題となっています。特に単身世帯や父子家庭では、周囲に相談者がいないなど地域からの孤立化等の問題を抱えて自ら命を絶つ事例もあり、その背景には固定的な性別役割分担意識の影響があります。そのため、ライフスタイルに応じた子育て支援の充実、健康寿命の延伸・介護予防を図るとともに、不安を抱える人への相談体制を整備する必要があります。

また、学校教育においては、子どものころや体の健やかな成長と生涯にわたる健康づくりの基盤を形成するため、家庭、学校、地域などが連携して性教育や健康教育をさらに充実していくことが求められます。

近年、ひとり親世帯、不安定雇用者、外国人、障害者など、生活に困難を抱える人々の状況は多様化かつ深刻化しています。このうち女性は、非正規雇用者が多いことなどから特に母子家庭において貧困に陥りやすい傾向にあります。生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家族関係破綻など女性をめぐる課題が複雑化、多様化、複合化しており、こうした困難を抱える女性への切れ目のない包括的な支援の強化を図ることが大きな課題となっています。

このように、男女間で問題の現れ方や背景に違いがあることを踏まえ、相談支援のほか、住宅、医療、教育など多面的な環境づくりに取り組む必要があります。

(1) 生涯を通じた心と体の健康づくりの推進

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画の実現に向けて基本的な条件となります。思春期の子どもが保健や性に関する正しい知識を持てるよう、発達段階に応じた意識啓発を行います。また、妊娠・出産に関する保健サービスの充実を図るとともに、ライフステージに応じた健康管理の支援を行い、誰もが生涯を通じて心身の健康が維持できるよう支援を行います。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	健康に関する情報提供や相談等の実施	思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の段階に対応した適切な健康の保持増進ができるよう、健康に関する正しい知識の普及、相談体制、健診体制を充実します。	保健福祉課
2	性差に配慮した医療や健康支援の推進	医療機関やその他の検診機関と連携を図り、性差を配慮した受診しやすい環境の体制づくりに努めます。 特に女性は、その心身の状況が思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期等人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目しつつ、近年における女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた、適切な健康の保持・増進を支援します。 また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指数が悪く、長時間労働者が多い状況等を踏まえ、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。	保健福祉課
3	がん検診受診率向上に向けた取組や女性特有の疾患等に関する普及啓発	女性特有の疾患に対応した検診として、骨粗しょう症検診、子宮がん検診、乳がん検診が実施されており、特にがん検診の受診率の向上に取り組むとともに、早期発見・予防のための普及啓発や、女性が受診及び相談しやすい環境を確保します。	保健福祉課
4	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての知識の普及	性と生殖に関する健康と権利に関する正しい知識を広く社会に普及するため、情報を提供し知識の普及に努めます。	企画課 保健福祉課
5	妊娠・出産期における健康管理や医療体制の充実	地域の現状と課題に即し、安心・安全に妊娠・出産ができるよう、医療機関と連携した妊婦健診、母子検診や保健推進員等と連携した育児相談、健康教育、家庭訪問などの医療・保健事業の充実に努めます。	保健福祉課
6	性に関する教育・学習機会の充実	性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むために、学校で「性と生殖に関する健康と権利」概念を基盤とした教育の充実に努めます。	保健福祉課 教育委員会事務局

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
7	スポーツ活動を通じた健康づくりの推進	男女の健康状況や運動習慣が異なることなどを踏まえ、すべての人がスポーツを行うことができる環境整備を行います。 また、関係課と連携し、各種スポーツ・レクリエーションに関する情報収集・発信に努めながら、町民が主体的に参加する各種スポーツ教室などを開催します。	保健福祉課 教育委員会事務局

(2) 生活に困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境づくり

ひとり親家庭や高齢者、障害者などは、自らが置かれている状況に加え、性別によって複合的に困難な状況に置かれる場合もあります。このような、様々な困難な状況に置かれている人々をはじめ、すべての人が安心して暮らせるよう、経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、相談体制の充実を図り、自立に向けた支援を行います。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭等に配慮した子育て支援サービスの展開を図るため、医療費助成事業や保育料の軽減措置、また、こども園の入園に際し支援します。	こども未来課 保健福祉課 教育委員会事務局
2	高齢者や障害がある方の日常生活の支援	介護保険サービス、介護予防の充実を図るとともに、障害福祉サービスの充実に努め、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができるよう環境整備に取り組みます。また、各種サービスを充実することにより、介護者の負担軽減を図ります。	保健福祉課
3	高齢者や障害がある方の生活を総合的に支援する取組	高齢者や障害がある方が住みなれた地域で安心して生活できるように、相談窓口を設置、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。	保健福祉課
4	高齢者や障害がある方の社会参加の促進	働く機会の提供や、各種講座等を開催することにより、高齢者や障害がある方の社会参画の促進に取り組みます。	保健福祉課
5	誰もが安全に利用できる施設の整備の推進	多様な人が自らの意思で社会参画し、自立できるよう、公共空間でのバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。	全課・局

基本目標3 男女がともに参画する社会づくり

現状と課題

2025（令和7）年6月の発表のジェンダー・ギャップ指数は、我が国は148か国中118位で、G7中では最下位が続いており、特に政治分野と経済分野での女性の参加の遅れが大きな要因とされ、依然として大きな課題となっています。

国にあっては「SDGsアクションプラン2023」において、「2030アジェンダ」に掲げられている5つの「P」（「People（人間）」「Prosperity（繁栄）」「Planet（地球）」「Peace（平和）」「Partnership（パートナーシップ）」）に基づいた優先課題に重点的に取り組むこととしています。

本町の令和7年における、女性の町議会議員は12人中3人、区長会では21人中1人となっています。また、政策・方針決定の場における女性の進出状況という点で、町役場における委員会・審議会等への女性の登用状況は、32.8%となっています。女性の登用は徐々に進んできているものの、依然として登用率は低くなっています。特に区長会やPTA等の代表など責任あるリーダー的な立場への就任については引き受けたくないという風潮があります。

多様化する地域課題をみんなで共有し、暮らしやすく活力あふれる地域社会を形成していくためには、女性自身が能力を身に着け、発揮していこうとする意識付けを行うとともに、それを受け入れる環境づくりも重要となっています。

家庭生活においては、少子高齢化、核家族化、家族の働き方の多様化等により、生活環境は大きく変化しています。

男女が共に働き、家計を支えることが一般的になってきましたが、家事や育児、介護等は依然として女性の役割という意識が残っているのが現状です。家族全員が互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識を解消し、家事や育児等を協力し合う家族づくりが求められています。

近年の大規模災害時においては、固定的な性別役割分担がさらに強化され、育児や介護が女性に集中することや、防災（復興）対策に女性の視点が入らず配慮が足りないなどの問題が起こっており、防災や復興に関する意思決定の段階から女性の参画が必要であることがわかりました。災害時や復興段階における女性をめぐる諸問題に対応するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災（復興）対策が求められています。

(1) 町の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

男女共同参画社会の形成のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが必要です。

町政のあらゆる分野で男女共同参画の視点に基づき、審議会等への女性委員登用や女性管理職の登用を推進します。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	審議会等における女性の登用促進	定期的に審議会等委員の登用状況を調査し、改善方策等について検討を行い、関係機関や団体等に対して、必要に応じて女性の登用の推薦についての協力を要請します。 また、審議会等の性質に応じて委員の公募制の導入を検討します。	全課
2	各種団体への女性登用の働きかけ	各種団体に対し、男女共同参画の理解を広め、女性の積極的登用を推進します。	全課
3	学校教育・社会教育の場における役職・役員への女性の登用の促進	学校教育・社会教育の場におけるPTA活動などでの固定的な性別役割分担意識の解消のため、女性の登用の推進を図ります。	教育委員会事務局
4	地域づくりの手法を学ぶセミナー（男女共同参画の視点から）	男女共同参画の視点や政策提言の力量を身に付ける研修の機会を提供します。	企画課
5	女性エンパワーメントを目的とした研修の充実	女性が自らの力を発揮するための研修を充実させます。	全課
6	町職員への研修	政策・方針決定過程の多様な町民の参画を推進するために、町職員に男女共同参画社会についての啓発を行います。	総務課
7	政策形成研修	女性の育成と登用を進めるため、政策立案に関わる研修を充実します。	総務課
8	各分野のスペシャリストの育成	各分野のスペシャリストの育成を図るため、各種セミナー・フォーラムへの参加を推進します。	全課・局
9	情報公開制度	これまで参画の機会の少なかった女性をはじめ町民の行政への参画を促進するため、行政情報を積極的に公表します。	総務課
10	先進事例の情報収集・提供	女性の参画拡大に関する先進事例の情報収集・提供をします。	企画課

(2) 家庭における男女共同参画の推進

男女がともによりよい家庭づくりについて考え、行動することは、男女共同参画社会の第一歩です。男女がともに家事、育児、介護等に参画するよう広報等を通じて啓発します。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	男性の家事・育児・介護などへの積極的参加の促進	男女共同参画に向けた意識づくりにつながる講座や研修会を開催し、男性の家事等への参画促進を図っていきます。	全課
2	情報提供の推進	家庭における男女共同参画を進めるため、男女がともに協力して、家事、子育てや介護が担えるよう、意識の醸成を図るため、広報誌やERABUサンサンテレビなど様々な周知方法を検討し、啓発・広報の充実に努めます。	企画課

(3) 地域における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成にあたっては、行政だけでなく、住民との協働によって進めていくことが重要です。

今後はこれまでのしきたりや慣行にとらわれず、あらゆる地域活動において男女共同参画の視点に立った取組を進めていくため、女性の意識の底上げを図るとともに、各種団体等との連携や地域リーダー等への啓発に努めます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	地域における男女共同参画の周知・啓発	男女がともに等しく地域における活動に参画し、役割等分担できるよう、継続的に周知・啓発を行います。	全課
2	地域活動や地域リーダーに対する男女共同参画の啓発	区長や民生委員・児童委員など地域活動の中心的存在となる住民に対して、男女共同参画に関する啓発や講座・講演会の情報提供を行います。	全課
3	仲間づくりや情報共有の場の提供	まちづくりに女性の経験や発想を活かした取組を進めるため、町民の自主的な仲間づくりや交流の場を提供します。	全課

(4) 防災・災害対策における男女共同参画の推進

地域社会において、性別・年齢の区別なく誰もが被害をうける災害発生時には、男女共同参画の視点に立った対応が必要です。また、高齢化や単身世帯の増加等により、地域コミュニティの機能強化が重要です。

このため、地域における様々なニーズに対応できる防災・災害対策等の活動を推進するために、女性の積極的な参画を促進します。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	要支援者台帳の整備	災害発生時、要支援者の避難に配慮するため、要支援者を把握し対応できるように取り組みます。	総務課 保健福祉課
2	男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進	避難所における授乳スペースの設置や着替えスペースの確保等、一人ひとりの人権に配慮した避難所の運営等男女共同参画の視点に立った地域防災計画の推進に努めます。	総務課 保健福祉課

基本目標 4 女性が活躍し、男女がともに働きやすい環境づくり 【女性の活躍推進計画】

現状と課題

「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」が改正される等、法律や制度の整備が着実に進みつつあります。

本町の令和2年の女性の労働力率を平成27年と比較すると、25～34歳が大きく上回りM字カーブの谷が浅くなっており、国、鹿児島県よりも高い傾向にあります。女性の雇用形態はパート・アルバイト等の非正規の割合が高いため、多くは給与水準が低く、長期的なキャリア形成を困難にしており、その結果、職場で経験や知識を蓄積できないなどの現状にあります。

そのため、職場における性別役割分担や職場慣行を見直し、就労における男女平等を推進させるための積極的な取組が必要です。職場に働く誰もが性別により差別されることなく、その能力を十分発揮できる労働環境づくりのため、制度の定着を図る必要があります。さらには雇用の分野だけでなく、本町の基幹産業である農林水産業や商工業などの自営業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力が発揮できる環境づくりを進めていく必要があります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、個人の意識改革に向けた啓発とともに、子育てや介護などへの支援策との緊密な連携を図った取組や、多様で柔軟な働き方を可能とする制度の利用促進に向けた取組を推進していく必要があります。

(1) 女性の活躍を支える環境の整備

一人ひとりが自分に合った働き方を選択でき、男女がともに働き続けるため、子育て支援及び介護サービスの充実を図ります。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	多様な保育サービスの充実	核家族化や就労形態等の変化による多様な保育ニーズに対応するため、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、学童保育（放課後児童クラブ）等を行います。	こども未来課
2	子育て支援に関する情報提供の充実	町における子育て支援に関する情報をより多くの子育て中の方々に届けるために、子育て支援情報を把握し、町広報誌やホームページ、ERABUサンサンテレビ、各種健康診断等を利用した積極的な情報提供に努めます。	全課
3	講座・イベント等における一時保育の実施	子育て中の多様なニーズに対応するため、講座やイベントの際に一時保育を行います。	全課
4	子育て等に関する相談の体制の充実	子育て中の人々の孤立化や不安を解消するため、男女共同参画の視点に立った子育てに関する相談を行うとともに、保育サポーターの要請など人材の育成に努めます。	こども未来課 保健福祉課
5	地域の協働による子育て支援の充実	地域子育てセンター事業、子育て支援ネットワークの形成、サークル活動やボランティア活動など、地域社会の協働による子育て家庭の支援を行います。	こども未来課 保健福祉課 教育委員会事務局
6	企業・事業所に対する情報提供・啓発	育児・介護休業法に定められた介護休業制度などの周知徹底を図り、介護を行っている労働者の継続就業を促進するための情報提供に努めます。	全課
7	医療・介護保険サービス、障害福祉サービスの充実	高齢者や障害のある人が安心して生活できるように、医療・介護保険サービス、障害福祉サービス等の充実を図ります。	保健福祉課

(2) 仕事と家庭・地域生活の両立支援

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスを実現することは、生活にうるおいや豊かさをもたらすものです。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、人生の各段階に応じて多様な働き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランス促進に向けた啓発活動に努めます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	個人が、各ライフステージにおいて、希望するバランスで仕事や様々な活動に関わることができるよう、広報・啓発を行います。	企画課
2	仕事と家庭を考える月間のPR	仕事と家庭を考える月間の広報を行います。	企画課 こども未来課 教育委員会事務局
3	両立支援に関する支援制度の情報提供	多様な働き方を選択できるよう、育児・介護と仕事の両立を支援する制度について情報提供を行います。	企画課 こども未来課 保健福祉課
4	事業所等における先例事例の紹介	多様な働き方が尊重されている事業所等についての情報提供を行います。	企画課
5	農林水産業に従事する人のワーク・ライフ・バランスを支える制度の推進	労働時間や報酬などの就業条件や出産・育児休業に関する項目等を定める家族経営協定の促進等農林水産業に従事する人の職業生活とそれ以外の生活の両立支援につながる制度の推進を図ります。	経済課
6	長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、両立支援に向けた意識啓発	長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進等をはじめとする働き方改革を推進するため、企業トップの意識啓発や仕事と生活の調和に取り組む企業への支援を行い、ライフステージに応じて、男女ともに希望に沿って仕事と家庭生活を両立することを可能にするための取組を推進します。	企画課
7	男性の意識改革	男性の家庭生活への参画を進めるため、男性による育児休業等の両立支援制度の活用促進や社会全体の働き方や意識の改革、職場風土の改革を進め、男性が家事・育児・介護に主体的に参画しやすい環境づくりに向けた取組を推進します。	全課

(3) 働く場における男女共同参画の推進

「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など各種法制度は整備されつつありますが、雇用や就労環境における男女格差など働く場における課題はいまだ残されています。

女性が職業を持ち、働き続けるためには、女性が働くことに対する家族や周囲の理解をはじめ、働きやすい職場環境づくりが求められています。

今後、男女がともに対等なパートナーとして能力を発揮し、いきいきと働くことができるよう、事業所等への啓発や育児休業・介護休業の取得促進などの支援に努めます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進	農林水産業や商工業等の自営業において、 女性の貢献 に見合う適正な賃金の確保や、女性の経済的地位の向上、さらに女性が働きやすい就業環境の整備を促進します。 また、女性が経営方針等の決定過程に参画するために、経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供します。	企画課 経済課
2	旧姓使用要綱の整備の検討	互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、旧姓使用要綱の整備を行います。	総務課
3	職域・職種・職階における性別による偏りの配慮	女性の職域拡大と男女でバランスのとれた職員配置や幅広い職務経験を積むことができるよう配慮します。	総務課
4	ポジティブ・アクションに関する情報提供	働く場での性別格差の解消に向け、積極的に改善する方法などの情報提供を行います。	企画課
5	雇用の分野の法律や制度に関する情報提供	男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、最低賃金法、労働基準法、労働者派遣法等の周知を推進します。	企画課 町民支援課
6	職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての周知	社会全体における取組と併せて、職場においても固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を進めるとともに、ハラスメントが起こらないよう男女雇用機会均等法についてあらゆる機会を捉えて周知に努めます。	全課
7	職場訓練に関する情報提供	商工会等関係機関と連携して、起業にあたっての知識を習得する研修機会や起業を支援する制度などの情報を提供します。	企画課 保健福祉課
8	事業主等への意識の啓発	生理休暇・更年期障害休暇・妊娠中・出産後の健康問題等に適切に対応するよう事業主等への広報・啓発に努めます。	総務課 企画課 保健福祉課

基本目標 5 男女間の暴力を許さない対策の充実 【配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画】

現状と課題

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、歴史的に形成されてきた社会的・構造的問題があると考えられています。これらの暴力の根絶は男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題であり、SDGsにおいても女性や女兒に対する暴力の根絶がうたわれています。

これまで、「配偶者暴力防止法」や「男女雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきました。

しかしながら、暴力は依然として存在しており、被害者の心身に深刻なダメージを与え、就業や社会活動に支障をきたし、さらには貧困などの困難を招いています。加えて、近年はSNSなどのインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力をはじめ、被害は一層多様化しています。

こうした状況を踏まえ、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さないという意識の醸成を図るとともに、被害者が相談しやすい環境を整え、相談窓口の周知を図ることで被害の潜在化を防ぐ必要があります。

さらに、関係機関・団体との連携により、誰もが安全に生活できる支援体制の整備を推進していくことが求められています。

(1) 暴力の根絶に向けた教育・啓発の推進

DVやストーカーなどの男女間のあらゆる暴力は犯罪であり、全国的にも大きな社会問題となっています。

そのため、暴力行為は深刻な人権被害であるとの認識のもと、被害の未然防止に取り組みます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	暴力を容認しない意識の醸成	暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野における女性に対する暴力に焦点を当てた教育や啓発に取り組みます。	総務課 町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
2	DV等に関する理解促進	DVやデートDV等に対する正しい理解を広めるため、町の広報媒体(広報誌、ERABUサンサンテレビ)等を活用して広報・啓発を推進するとともに、講演会、研修会等を開催します。	保健福祉課
3	「人権週間」の周知	広報誌やERABUサンサンテレビを活用して、「人権週間」の周知に努めます。	町民支援課
4	デートDV防止に関する教育・啓発の推進	デートDVの防止に取り組む民間団体と協働しながら、啓発活動や教育関係者を対象とした、デートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組を推進します。特に子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。	保健福祉課 教育委員会事務局
5	地域における家庭への働きかけ	配偶者等からの暴力の発生及び、潜在化を未然に防止するため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘い等、孤立化を防ぐ働きかけを行います。	保健福祉課
6	法に基づく通告制度の広報	被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、配偶者暴力防止法及び、児童虐待防止法に基づく通報・通告制度についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
7	セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発の充実	事業者や学校、地域社会などにおけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	総務課 教育委員会事務局

(2) 相談・連携体制の整備・充実

DVは外部からの発見が困難な家庭内で行われることが多いため、潜在化しやすく被害も深刻化しやすい傾向があります。

暴力の被害を長期化・拡大化させないために、早期相談・早期発見に努めることが重要であることから、相談体制の充実とともに、関係機関との連携強化を図ります。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	DV被害の通報体制の整備	DV被害を発見しやすい立場にある介護事業所関係者、民生児童委員、医療機関、学校等と連携し、被害者の意思を尊重しながら、警察や和泊町配偶者暴力相談支援センター等へ通報できる体制づくりに努めます。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
2	広報誌、ERABUサンサンテレビ等による広報活動	町民による通報や被害者に対し相談窓口などの情報提供をしていただくことが重要であるため、町の様々な広報媒体を活用し幅広く周知を図ります。	保健福祉課
3	被害者の相談体制の充実	被害者やその被害に気づいた第三者が、いつでも安心して相談できるよう、関係機関との連携や柔軟かつ継続した支援等、相談体制の充実に努めます。	保健福祉課
4	多様な被害者への配慮	被害者が、高齢者、障害のある人、外国人、男性等であることにより支援を受けにくいということにならないよう、情報提供、相談の対応等、それぞれの被害者の状況に応じた配慮に努めます。	保健福祉課
5	相談員の資質の向上	被害者からの相談にあたっては、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を広げる職員研修を行い、相談員の資質の向上に努めます。	保健福祉課
6	相談員等支援者のケア	被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。	保健福祉課
7	支援関係機関・団体の連携強化	被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
8	庁内連絡会議による連携	被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、情報交換や二次被害の防止等、DVへの理解を広げる研修を行います。特に、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	企画課 保健福祉課
9	セクシュアル・ハラスメントの救済に向けた相談体制の整備	鹿児島労働局雇用環境・均等室等と連携して被害者の救済に取り組むとともに、各種相談機関を把握し、被害者に対しての相談機関の情報提供を行います。	企画課 町民支援課 保健福祉課

(3) 被害者に対する支援の推進

被害者やその同伴者の一時保護が安全かつ確実に実施されるよう支援を行うとともに、個人情報等の厳重な管理に努めます。また、被害者の自立に向けて、被害者の立場に立った支援に努めます。

主な取組

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
1	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないかに留意し、被害者の安全確保に努めます。	総務課 保健福祉課
2	被害者の一時避難への支援	被害者の一時避難のための経費を予算化し、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。	町民支援課 保健福祉課
3	子育て短期支援事業による母子の保護	配偶者等からの暴力により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において短期間養育・保護等を行います。	町民支援課 保健福祉課
4	身近な避難先の確保	被害者の安全確保を図るために、区長会や地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して、身近な避難先を確保できるよう努めます。	総務課 保健福祉課
5	通報者の情報（氏名等）の保護の徹底	通報を受ける可能性のあるすべての職員に対して、情報保護の徹底を図ります。	全課
6	被害者の個人情報共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において、情報管理のルールを定め遵守します。	保健福祉課
7	教育委員会事務局及び学校における個人情報の適切な管理	転校先や居住地等の守秘義務について、周知・徹底を図ります。	町民支援課 教育委員会事務局
8	各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。	町民支援課 保健福祉課
9	住民基本台帳事務における支援措置制度の適切な運用	住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。	町民支援課
10	個人情報を扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進	個人情報を扱う町職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力について認識を高める研修等を実施します。	保健福祉課 教育委員会事務局
11	各種支援制度の適切な運用	被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、各種支援制度の手続きにおける支援措置を適切に運用します。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
12	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図れるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、配偶者暴力相談支援センターや警察において被害者への情報提供、手続きの支援を行います。	町民支援課 保健福祉課
13	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保や被害者の親戚、友人、支援者等の安全確保を図るため、町や警察をはじめ支援関係機関と連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用に当たっての支援を行います。	町民支援課 保健福祉課
14	学校やこども園、児童クラブ等への就学や入園等の支援	町、 教育委員会事務局 、学校等は、加害者からの追跡等があって、現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校やこども園等に入学や転校、入園等ができるよう支援します。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
15	健康 診断 ・予防接種の弾力的実施	加害者からの追跡等があって、現住所地に住民登録していない子どもについても、現住所地で健康診断や予防接種が受けられるよう実施します。	保健福祉課 教育委員会事務局
16	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう、 教育委員会事務局 及び学校への制度の周知を図ります。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局
17	相談員等支援者の安全確保と個人情報管理の徹底	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底します。	全課
18	警察との連携・協力	相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。	保健福祉課
19	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供	配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、配偶者等からの暴力についての正しい情報を提供するため、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置します。	保健福祉課
20	地域における見守り支援	被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起るか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、地域ネットワーク活動等様々なシステムや機会を通じて、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。	総務課 保健福祉課
21	生活保護等の援護制度の活用	経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の援護制度の活用による支援を行います。	保健福祉課
22	ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供	被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要だが、被害者は、技能や経験、子育ての面から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあります。ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。	町民支援課 保健福祉課

No.	実施事業	事業内容	担当課・局
23	公営住宅等への優先入居	住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等に優先的に入居させます。	保健福祉課 土木課
24	自立困難な被害者への対応	心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、町と関係機関が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。	町民支援課 保健福祉課
25	家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	子どもが育つ家庭環境に配偶者等に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。	町民支援課 保健福祉課 教育委員会事務局

計画の数値目標

和泊町の現状・課題を踏まえたうえで、男女共同参画社会の実現に向けて以下の目標値を掲げ、その達成に向けて各種施策を推進していくものとします。

項目	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
各種審議会における女性の割合	32.8%	40%
町の管理的地位に占める女性職員の割合	22.2%	37.5%
区長会における女性区長の数	1人	2人
町の男性職員の育児休業取得者数	2人 (令和6年度実績)	3人
家族経営協定締結家庭数	30世帯	32世帯

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 和泊町男女共同参画行政推進連絡会議

すべての職員が男女共同参画社会の形成をめざすという共通認識を持ち、その実現に向けて率先して行動できるよう、意識啓発や情報共有に積極的に取り組みます。また、本計画の取組内容は幅広い分野にまたがっているため、関係各課の連携を密にし、本計画の推進に努めます。

(2) 和泊町男女共同参画審議会

和泊町男女共同参画審議会において、計画の実施状況の把握・点検を行うなど、男女共同参画の推進に関する事項について審議を行うことで、本計画の推進を図ります。

2 連携体制の整備

(1) 各種団体等との連携

男女共同参画を推進していくためには、町が直接取り組む施策だけではなく、関係団体・機関、事業所等がそれぞれの立場で本計画の目的を理解し、主体的な取組を展開することが必要となります。そのため、各種団体等と連携・協働のもと男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

(2) 国・県等との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国や県、近隣自治体等との連携を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、計画の進捗状況に関して、達成状況を毎年調査・点検します。

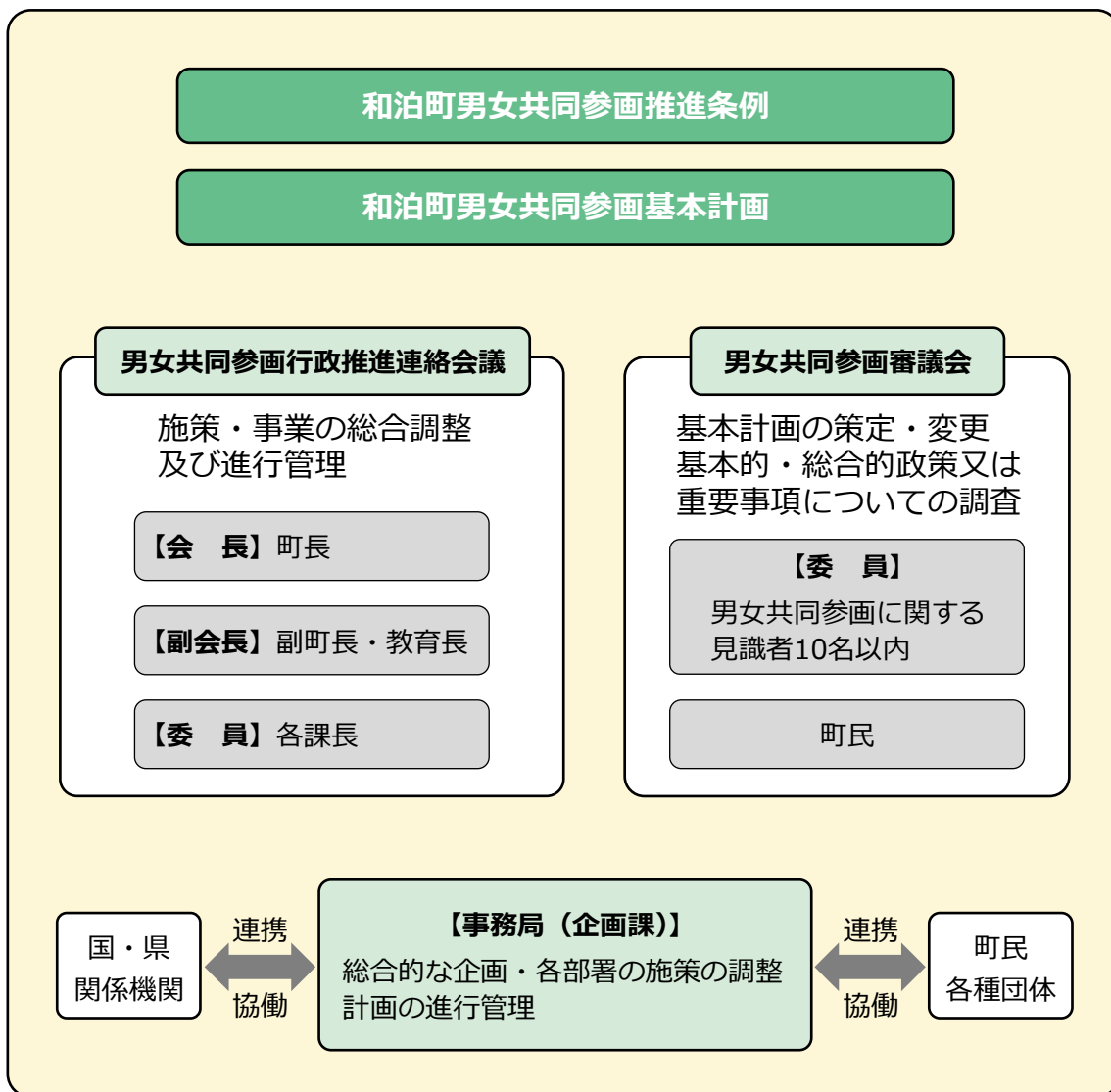
また、計画の最終年度である令和12年度には、社会情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行い、本町における男女共同参画のさらなる推進を図ります。

4 推進体制

町の推進体制

- ①推進体制の整備
- ②男女共同参画の施策に関する申出への対応
- ③関連施策の進行管理
- ④数値目標
- ⑤計画の総合的評価

和泊町男女共同参画社会づくりに向けた推進体制



第3次和泊町男女共同参画基本計画
(令和8年度～令和12年度)

令和 年 月

発行・編集

鹿児島県和泊町 企画課

〒891-9192 鹿児島県大島郡和泊町和泊10番地
TEL : 0997-84-3513 FAX : 0997-92-2116